

登記相談は**予約制**を導入しています

福岡法務局では登記相談を**予約制**により行っています。
 登記申請に関する相談は、事前の予約をお願いします。

◇ 予約の方法 ◇

- ◎ 予約は、**電話**でお受けします。
- ◎ 予約の際にお名前・連絡先・相談内容をお伺いします。
- ◎ 相談時間は、**20分程度**とさせていただきます。
- ◎ 相談日時は、法務局によって異なりますので、予約の際に御確認ください（土・日・祝日・年末年始を除く）。
- ◎ 登記の申請は、土地・建物や会社・法人を管轄する法務局へ提出する必要があります。
 法務局の管轄は、ホームページ内の「**登記管轄一覧**」を御覧ください。

予約・お問合せ先一覧

不動産登記申請手續に関するご相談

庁名	予約・お問合せ先	相談日	庁名	予約・お問合せ先	相談日
福岡法務局 不動産登記部門	092-721-4575	月 ~ 金	朝倉支局	0946-22-2455	月・水・金
西新出張所	092-831-4114		八女支局	0943-23-2603	月・水
福岡出張所	0940-42-0304		飯塚支局	0948-22-1580	月・火・水
筑紫支局	092-922-2883		直方支局	0949-22-1144	火・木
久留米支局	0942-39-2124		田川支局	0947-44-1426	火・木
柳川支局	0944-72-2644		行橋支局	0930-22-0476	火・水・木
北九州支局	093-561-3988		箱崎出張所	092-651-3782	月・火・木・金
八幡出張所	093-641-7307		粕屋出張所	092-938-2258	月・水

会社・法人登記申請手續に関するご相談

庁名	予約・お問合せ先	相談日	庁名	予約・お問合せ先	相談日
福岡法務局 法人登記部門	092-721-9306	月 ~ 金	北九州支局	093-561-3988	月 ~ 金

登記申請書の様式は、ホームページ内の「**申請書の様式**」をご活用ください。

登記相談を利用されるお客様へのお願い

- 1 登記相談では、登記申請書の書き方や申請に必要な書類等についての説明をいたします。
- 2 相談の際には、関係する書類をお持ちください。
(登記事項証明書又は登記事項要約書等)
- 3 登記申請書や添付書類は、**お客様ご自身で作成**していただくこととなります。登記相談の担当者が、これらの書類を作成することはできません。
- 4 登記相談は、登記申請書の「事前審査」ではありませんので、登記申請受付後、**登記官の審査により、申請書の訂正や添付書類の追加提出が必要になる**場合があります。
- 5 相談時間は、**20分程度**とさせていただきます。継続して相談される方は、相談終了後に次回の相談予約をしていただきます。
- 6 予約をキャンセルする場合は、事前にご連絡をお願いします。
- 7 登記を完了させるまでには**数回来庁していただく場合があります**。お時間のないお客様や手続きが難しいと考えられるお客様は、**司法書士や土地家屋調査士に依頼することもできます**。

★ 福岡県司法書士会 総合相談センター ☎ 0570-783-544
司法書士紹介 平日10時～16時
電話相談 平日18時～20時

★ 福岡県土地家屋調査士会 ☎ 092-741-5780

(注) 司法書士や土地家屋調査士などの資格を持っていない方が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、その代理人として登記申請する行為は、法律に違反する場合がありますので、御注意願います。

